

# ソフト・パワーの活用とその課題

## ～理論、我が国の源泉の状況を踏まえて～

憲法審査会事務局 くらす やすお  
倉田 保雄

はじめに

1. 国際政治におけるパワー概念：行動と源泉
2. ソフト・パワーの概念と特質
3. ソフト・パワーはどのように機能するか
4. 我が国のハード・パワーの源泉と行動
5. 我が国のソフト・パワーの源泉（1）：文化
6. 我が国のソフト・パワーの源泉（2）：政治的な価値観及び外交政策
7. ソフト・パワーの活用のために  
むすびにかえて

はじめに

「ソフト・パワー(Soft Power)」は、1990年にハーバード大学のジョセフ・ナイ教授が初めて用いた言葉である。ナイは、同年に出版した『不滅の大国アメリカ』では、時代の変化とともに力の重要な源泉も変化することを説明する中で、この概念を用いている<sup>1</sup>。それから20年を経た今日、この言葉は我が国でも市民権を得ている。国会論議への初登場は、平成3年11月19日の衆議院国際平和協力等に関する特別委員会であるが<sup>2</sup>、平成23年6月末までに223の会議でソフト・パワーに言及されている。また、内閣とほぼ全ての府省でソフト・パワーに関連する政策文書に接することができる。

国際政治において、軍事力や経済力といったハード・パワーは今日も重要な役割を果たしているものの、軍事力の役割は相対的に低下している<sup>3</sup>。そして、グローバリゼーションの進行、情報革命の進展、国家以外のアクターの役割の拡大という国際社会の構造の変化の中でソフト・パワーの役割が注目され、各国がこれを重視するようになっている<sup>4</sup>。我が国も、「ソフト」という冠のイメージに惑わされることなく、ソフト・パワーの本質を理解してこれを活用することが必要であろう<sup>5</sup>。

本稿は、ナイの『ソフト・パワー』(2004年)<sup>6</sup>及び『THE FUTURE OF POWER』(2011)<sup>7</sup>の記述を紹介しながら、パワー概念及びソフト・パワーの概念・特質等を整理した後、我が国のハード・パワーとソフト・パワーの源泉の状況等を概観するとともに、ソフト・パワーの活用について考えることを目的としている。

### 1. 国際政治におけるパワー概念：行動と源泉

「パワー」の定義は様々である。本稿では、「定石」に従い、「行動」と「源泉」とい

う二つの切り口から議論を始める。

### (1) 行動科学的なパワーの定義

相手の行動の変化によりパワーを測ろうとする考え方、すなわち、「行動科学的なパワーの定義」は、パワーを「望ましい結果を得るために他者に影響を与える能力」と定義している<sup>8</sup>。

「他者への影響」は、直接行使されるだけではない。この定義では他者との関係が重視されるが、ナイは、パワーの3つの側面—AがBの行動をBの当初の選好と戦略に反して変える（第一の側面）。AがBの戦略の選択肢を制御して行動の幅（アジェンダ）を支配する（第二の側面）。AがBの基本的な信念、認識や選好を創出・形成する手助けをする（第三の側面）。—を挙げている<sup>9</sup>。第二・第三の側面では、「間接的に」パワーが行使されるが、このようなパワー行使の形態を構造的パワー（structural power）と呼び、ソフト・パワーもこれに属するとする見解もある<sup>10</sup>。また、第二・第三の側面においては、Aがパワーを行使していることや結果の発生がAに起因することをBが認識しない場合もあり、構造や環境への作為が、相手の心理面を結果としてコントロールすることになる。

### (2) 源泉からみたパワー

行動科学的なパワーの定義は、何がパワーを生み出すかを説明しない。これをカバーするのが、資源（人口、領土、天然資源、経済規模、軍事力、政治的安定性等）の保有状況に基づく定義である<sup>11,12</sup>。

もっとも、この定義による場合、資源がそのままパワーになるのではなく、パワー変換（power conversion）というプロセスが必要である（以下の記述では、パワーを生み出す資源を「源泉」と呼ぶ）。パワー変換をめぐるナイは、状況と戦略に関心を持たなければならないこと<sup>13</sup>、リーダーに状況を認識する知性（contextual intelligence）が決定的に必要であること<sup>14,15</sup>、を述べている。

## 2. ソフト・パワーの概念と特質

### (1) ソフト・パワーとは何か

ソフト・パワーの完全な定義は、「議題を設定し、説得し、魅力を示すという吸引的な方法によって、望ましい結果を得るために、他者に影響を与える能力」である<sup>16</sup>。また、これを簡略化した「強制や報酬ではなく、魅力によって望む結果を得る能力である。」等も用いられる<sup>17,18</sup>。

簡略化した定義が言及する「強制」や「報酬」は、パワー行使の方法として論じられている。すなわち、パワー行使の方法は一般に約束（飴）と脅迫（笞）に分類され、「強制」は脅迫（笞）、「報酬」は約束（飴）に相当する。ミシガン大学教授であったデイヴィッド・シンガーは、「約束」は、B国がA国の望む行為を行う場合に報酬を与えるもの、「脅迫」は、B国がA国の望む行為を行わない場合に処罰や懲罰を与える可能性を示すもので、①積極的な脅迫と、②剥奪の脅迫がある、としている<sup>19</sup>。パワー行使の方法、とい

う文脈で「強制や報酬」を「魅力」に対峙させる場合、「魅力」の位置付けは分からない。これを明確にしたのが「完全な定義」であり、行動の全体のイメージは次のようになる。

|         |   |                  |   |         |
|---------|---|------------------|---|---------|
| ハード 支配力 | → | 強制、報酬、議題設定、説得、魅力 | ← | 吸引力 ソフト |
|---------|---|------------------|---|---------|

(出所) “THE FUTURE OF POWER” p. 21. を簡略化して作成

「強制や報酬」は、リアリズムが前提とするアナーキーな国際社会の構造に適合的である。もっとも、リアリストの大御所である国際政治学者のハンス・モーゲンソーは、『国際政治 権力と平和』の中で、「国家の力は、外交の技術や軍隊の強さだけではなく、その政治哲学、政治制度、さらに政治政策などが他国に対して魅力を持つかどうかにもかかっている。」(傍点筆者)と記している<sup>20</sup>。これは正にソフト・パワーの中核概念であるが、この記述が1954年の第2版に既に登場していたことは興味深い<sup>21</sup>。

## (2) ソフト・パワーの源泉

ソフト・パワーは、①文化(ナイは、「文化とは、社会にとっての意味を確立する価値観と活動であり、高級文化(文学、美術、高等教育等エリートを対象とするもの)と大衆文化(大衆の娯楽になるもの)を区別するのが一般的である」としている<sup>22</sup>)、②政治的な価値、③外交政策という3つの基本的な源泉に大きく依存するが、同時に、経済的な源泉、軍事的な源泉もソフト・パワーの源泉になり得る<sup>23</sup>。

我が国のソフト・パワーの源泉が、経済的・軍事的な源泉に大きく依存することは、6. で示すとおりである。また、一般的に、ハード・パワーは可視的・有形の、ソフト・パワーは不可視的・無形な源泉との親和性が強いといえるにしても、程度の問題である<sup>24</sup>。

## (3) パワーの3つの側面とソフト・パワー

先に、パワーの第二(アジェンダの支配)及び第三(選好の形成)の側面をソフト・パワーと呼ぶ見解を合わせて紹介した。おおよそ両者は一致するものの、「選好や戦略を意に反して変える」第一の側面もソフト・パワーにより実現可能であり、逆に、第二及び第三の側面もハード・パワーによるアプローチが可能である。したがって、行動の面でもハード・パワーとソフト・パワーの違いは相対的である。

また、ナイはパワーの3つの側面との関係を論ずる中で、国家目標について所有目標と環境目標の区別に言及している。前者は、特定の具体的な目標(資源へのアクセス、基地の設営の権利、通商合意)、後者は構造的で無形の目標(自由貿易、自由市場、民主主義、人権)であるが、環境目標に対してはパワーの第二と第三の側面が親和的であるとしている<sup>25</sup>。目標と手段のミスマッチを避けるための視点として重要であろう。

## (4) ソフト・パワーの検証

ソフト・パワーが政治的な結果をもたらした例としては、冷戦構造の崩壊に対する「封

じ込め政策」の寄与を挙げることができよう<sup>26</sup>。他方、これと表裏をなす関係といえるが、旧ソ連のハンガリー動乱やプラハの春等への対応が同国のイデオロギーを源泉とするソフト・パワーを損なったことは想像に難くない。

もともと、ソフト・パワーの検証は容易ではない。可視的でない理論の有効性は、それに反する結果が発生したことを受け、「有効でなかったこと」により初めて判明する。このような理論の検証には「反実仮想」の方法が用いられるが、抑止理論の実効性と同様、確定的な判断は困難であろう。

また、世論調査の推移と政策目標の実現の関係を検証することにより、ソフト・パワーの効果のある程度推測できるにしても、ソフト・パワー自体を数値化することはできない。この点、国の魅力を測る最近の試みとして注目されているのが、「国家ブランド指数」である。これは、ある国の、①輸出、②ガバナンス、③文化と遺産、④国民、⑤観光、⑥投資及び移民、の各指標についての評価を総合して順位を出すものであり、有用な試みであるが<sup>27</sup>、この点については5.(2)で再度取り上げる。

### (5) ソフト・パワーとハード・パワーの関係

最後に、ソフト・パワーとハード・パワーの関係について簡単に触れておく。両者は独立して用いられることもあるが、ある程度の依存、ないし補完関係がある。また、あからさまなハード・パワーの行使はソフト・パワーにダメージを与える。このような現実、あるいはハード・パワーの中で軍事力の地位が相対的に低下している事実があるにしても、最終的な局面における軍事力が果たす決定的な役割を忘れてはならない<sup>28</sup>。

## 3. ソフト・パワーはどのように機能するか

### (1) ソフト・パワーが機能するための条件

ソフト・パワーが機能するためには価値観の「共通性」ないし「受容可能性」が必要であり、相手の心理状態への依存が高い。また、ナイは、それぞれの源泉がソフト・パワーとして機能する条件として、文化については「他国がその国の文化に魅力を感じることに」、政治的な価値観については「国内と国外でその価値観に恥じない行動をとっていること」、外交政策については「正当で敬意を払われるべきものとみられていること」であるとしているが、重要と思われる点を補足すると次のとおりになる（米国についての説明であるが、一般化が可能である）。

#### <文化>

- ・高級文化の交流（文化／研究／科学交流、交換留学制度）は具体的な政治効果を有する。
- ・大衆文化
  - －政府が直接管理しないため、政策面で政府が望む結果を生み出すとは限らないが、政治的に重要な役割を及ぼす価値観に関するメッセージを無意識に伝えることが少なくない。
  - －大衆文化の影響は階層（例えば、若者、聖職者、支配者層など）により逆になることもあり、固定的でもない。

#### <政治的な価値観>

- ・価値観に基づく政策を誠実に実行しても、すべての人を引きつけるわけではない。
- ・価値観が高く評価されても、他国の人たちがその方法のすべてを取り入れたいと願っているとは

かぎらない。

- ・社会の質の低下や国内で魅力のない政策が選択されれば、魅力は低下し、ソフト・パワーに打撃を与えかねない。

#### <外交政策>

- ・国益を先見性のある形で幅広く規定していれば、近視眼的に狭く規定している場合より、国益に基づく政策を他国にとって魅力あるものにするのが容易になる。
- ・国際公共財の提供者として正当性を認められることによりソフト・パワーを強化できる。

(出所)『ソフト・パワー』34～39頁、81～115頁より作成

### (2) ソフト・パワーが機能するための二つのモデル

ナイによれば、ソフト・パワーの働き方には二つのモデルがある。「一段階モデル」は、ある国のリーダーの善意、有能さ、カリスマ性に他国のリーダーが魅力を感じ、説得されるものであり、エリート層との関係が重要な役割を果たす。「二段階モデル」は、相手国の国民等への働きかけにより、エリートの決定に間接的に影響を与えるものである。また、「一段階モデル」の直接的な効果は具体的な目標の実現に有効であるとしている<sup>29</sup>。

もっとも、「一段階モデル」には、上に挙げた直接的な型（A型）と、エリート層にあらじめインプットされていた魅力がリーダーの働きかけにより顕在化する型（B型）があると考えられる。A型は、偶然の要素に左右されることが大きいことから、B型を追求して高級文化の交流を地道に行うことが現実的であろう。また、後述するパブリック・ディプロマシーの重要性に鑑みれば、国民世論という「移ろいやすい」ものを対象にするとはいえ、「二段階モデル」の重要性は言うまでもない。

### (3) ソフト・パワーの活用

#### ア パワー変換のプロセス

それでは、ソフト・パワーの源泉はどのようにしてパワーになるのであろうか。ここでは、パワー変換のプロセスを紹介した上で、検討を加える。

(ア) ソフト・パワーの基本的な源泉としては、文化、価値観、正統な政策、成功した国内モデル、好調な経済、能力の高い軍隊などがある。これらは、ソフト・パワーとして用いるために、国家情報機関、広報組織、外交、パブリック・ディプロマシー、援助計画、交流計画などを通じて具体化され、政策手段となる。もっとも、これが望ましい結果を生じるかどうかは、①状況、②ターゲット、③変換戦略の質、に依存している<sup>30</sup>。

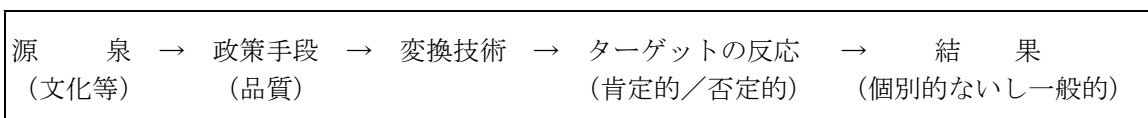
この部分は、政策手段と変換技術の関係、変換戦略の質の概念など、必ずしも明確でない。その含意は、目的と効果を十分に検討・検証した上で、政策手段のそれぞれを精緻化することの必要性を指摘することであり、合わせてその際の戦略的な思考過程を確認したものといえよう。

(イ) ソフト・パワーの源泉と政策手段を結果に変換するためには、ターゲットに、①善意、②有能さ、③カリスマ性、といった源泉や政策手段の質を認識させる能力が決定的に重要である。その認識は（プロパガンダの効果のように）誤りかもしれないが、

肝心なのは、ターゲットがそれを信じて反応したかどうかである<sup>31</sup>。

ここでは、ターゲットの心理面への働きかけの重要性に言及しているが、特に注意を要するのは、認識の正誤は問わないとした上で、プロパガンダに言及している点である。ナイは、「ソフト・パワーは経済力や軍事力よりも危険が少ないように思われるが、活用が難しく、失われやすく、再構築するのにコストがかかることがしばしばである。」とも述べているが<sup>32</sup>、「経済力や軍事力より危険が少ない」という部分は、物理的にはそうであっても、ターゲットの心理面に踏み込む点で評価は微妙である<sup>33</sup>。ソフト・パワーを、文化帝国主義と理解する立場もあり<sup>34,35</sup>、ある意味言い得て妙である。

なお、パワー変換のプロセスを図示すれば、次のとおりとなる。



(出所) "The Future of Power" p. 100.

## イ パブリック・ディプロマシー

ソフト・パワーの活用に当たっては広報、中でも「インターネットをはじめとする情報通信技術の飛躍的發展や各国における民主化の進展等を背景に、一般市民層が外交政策に与える影響力が増大していることから、民間とも連携して外国の国民や世論に直接働きかける」パブリック・ディプロマシーが重要である<sup>36</sup>。

もっとも、各国が同様の活動をする中で優位性を確保するのは容易ではない。ナイはこの点に関して、信頼性が決定的かつ重要なソフト・パワーの源泉であり、政府間でその創造と破壊の争いがあると述べている<sup>37</sup>。信頼性の確保に何が必要か、は言及していないが、「善意」「有能さ」「カリスマ性」に加え、政策と行動の一貫性が鍵となろう。

また、ナイは、パブリック・ディプロマシーには、3つのサークルがあるとしている(下記参照)。これらは複数の目標について、重層的に用いられており、それぞれの特性に合った細やかな対応が求められる。

| 広 報 活 動 の 態 様   | 期 間        |
|---|------------|
| 第1のサークル：日々のコミュニケーション<br>(国内・外交政策決定の説明／危機対応を含む)              | 数時間から数日    |
| 第2のサークル：戦略的コミュニケーション<br>(政治的・宣伝キャンペーンのように簡潔なテーマについての展開)     | 数週間、数か月、数年 |
| 第3のサークル：鍵となる個人との長期的な関係の構築<br>(奨学金、交換、訓練、セミナー、会議、メディアへのアクセス) | 多年、数十年にも及ぶ |

(出所) "The Future of Power" p. 107. より作成

#### (4) 小括

以上、ソフト・パワーの特質と働き方を概観してきたが、これまでに触れたもののほか、ソフト・パワーを活用する際に留意すべき点について補足しておく。

第一は、ソフト・パワーの主体に関わる問題である。ソフト・パワーの主体は国家に限定されないことから、①他の国家に加え、国際機関、NGO、多国籍企業、シンク・タンク、個人のソフト・パワー（の源泉の状況）を把握し、②政策目標実現のための連携を考えることも必要となる。対人地雷禁止条約の策定過程（オタワ・プロセス）は、カナダとNGO（地雷禁止国際キャンペーン）、そして故ダイアナ妃のソフト・パワーが手を携え、完璧な勝利を収めたケースであり、ソフト・パワー戦略を考える際の重要なケース・スタディーである。

第二は、「価値観の共通性」というソフト・パワーの本質的な限界を認識することの重要性である。この場合に、自らの価値観を押し付けず、価値の多様性を認めた上で、一段高い視点から課題を解決し、目標の達成を図る方策を追求することによって、ソフト・パワーを超越した、「超ソフト・パワー」を生み出すことになると思われる。

いずれにしても、ソフト・パワーを使いこなすには、熟考され、計算され、洗練された、そして時には狡猾なスキルを用いなければならない。国際政治におけるパワーの本質に起因するものであり、現代におけるパワー・ポリティクスの一つの態様を示している。

### 4. 我が国のハード・パワーの源泉と行動

#### (1) 防衛力<sup>38</sup>

防衛力を論じるに当たって、防衛政策の基本を確認しておく。我が国は、「憲法のもと、専守防衛をわが国の防衛の基本的な方針として実力組織としての自衛隊を保持し、その整備を推進し、運用を図ってきている。」<sup>39</sup>。防衛力の機能は抑止であり、抑止には「懲罰的抑止」と「拒否的抑止」の二つの側面がある<sup>40</sup>。専守防衛をとる我が国は、前者を日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約により米国に委ね、後者を自らが担っているが、「懲罰的抑止」を自ら担わないことから、構造的な制約がある。

次いで、源泉について概観すると、平成23年3月31日現在の自衛隊の定数（即応予備自衛官を除く）は247,746人（陸上自衛隊151,641人、海上自衛隊45,518人、航空自衛隊47,123人、統合幕僚監部等3,464人）である<sup>41</sup>。また、平成23年度の防衛関係経費は、4兆6,625億円であるが、最近はおおむね4兆6,000万円から4兆8,000万円の間で推移している<sup>42,43</sup>。2010年の支出額（ドル・ベース）と世界の軍事費に占める割合は米、中、仏、英、露に次ぐ第6位（3.3%）、2008年のGDPに占める割合は、世界の平均が2.7%であるが、我が国は0.9%である<sup>44</sup>。

ナイは、軍事的な源泉の行動の型として、「戦闘」「強制外交」「保護」「援助」を挙げている<sup>45</sup>。この分類に従えば、我が国は防衛力発動の局面での「戦闘」と人道援助等の「援助」（後ほど述べる国連PKOもこの範疇である。）が行動の型となるが、「援助」は同時にソフト・パワーの源泉にもなる。

## (2) 経済力

我が国の名目GDPは、長年にわたり米国に次いで第2位の規模であったが、2010年に中国に抜かれて3位になった（我が国の名目GDPは5兆4,742億ドル（約479兆2,231億円）、中国は約5兆8,786億ドル）<sup>46</sup>。2009年の名目GDPは5兆420億ドルで、世界のGDPに占める割合は8.7%（中国は4兆9,844億ドル）、一人当たり名目GDPは39,530ドルでOECD加盟国中で16位（中国は3,744ドル）となっている<sup>47</sup>。

ナイは、ハード・パワーとソフト・パワー双方の基盤にある経済的な源泉として、GDPの規模と質、一人当たりの国民所得、技術水準、天然資源や人的資源、市場に関する政治・法律制度を挙げるとともに、貿易・金融・競争といった分野で具体化されるものが多いとしている<sup>48</sup>。我が国にとって、バブル経済崩壊後の経済の停滞と、今後の少子高齢化の進行を考えるとGDPの規模の拡大は厳しいものがある。資源小国の我が国は、英知を結集して成功した経済モデルを構築してきたものの、より厳しい局面を迎えている。

また、ナイは、ハード・パワーの行動について、①市場を形成し、相対的な地位を上げようとする経済主体の努力と、②経済的利益の提供である報酬と剥奪である制裁、を挙げている<sup>49</sup>。①については、どちらかという我が国は守りの立場であろうか。②については、ODAの供与（とその停止）、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）や特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成16年法律第125号）に基づく（制裁）措置等が典型的であるが、後に述べるODAや、テロ資金の凍結などはハード・パワーの側面のみならず、グローバル・イシューへの対応という観点からのソフト・パワーとしての側面もある。

## 5. 我が国のソフト・パワーの源泉（1）：文化

我が国の文化については特異性が指摘されることもあるが<sup>50</sup>、これをもって我が国のソフト・パワーにダメージを与えているとは即断し難い。むしろ、「日本文化に対する世界の強い関心は19世紀に始まった。日本が西洋の流儀を輸入していた間にも、日本と日本文化についての知識を広めるために西洋人と日本人が共に民間レベルで活躍した。」とされるように<sup>51</sup>、我が国の固有の文化がむしろ諸外国を引き付けてきた側面がある。

### （1）我が国の文化及び文化交流政策と事業

我が国の文化及び文化交流事業の裾野は広いが、ここでは文部科学省及び外務省の取組に言及するにとどめる。文部科学省は、学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を所掌し（文部科学省設置法第1条）、「文化の振興及び国際文化交流の振興を図るため」、文化庁が設置されている。文化関係の法律には、科学技術基本法（平成7年法律第135号）、文化芸術振興基本法（平成13年法律第48号）、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）等があり、これらに基づく大衆文化及び高級文化の交流事業を行っているものの、総合的な「文化政策」があるわけではない<sup>52</sup>。



文化交流は外交の四本柱の一つであり（外務省設置法第4条第1号）、外務省及び独立行政法人国際交流基金（国際文化交流事業の総合的かつ効率的な実施のために設置）がその中核を担っている。このうち、主として大衆文化に関して「日本文化紹介」「ポップカルチャー外交」が、高級文化に関しては「日本語教育」「日本研究・知的交流」「人の交流（留学生交流、青年交流）」等がある<sup>53</sup>。なお、留学生交流、青年交流は、文部科学省、内閣府の事業を在外公館で支えている。

## （2）大衆文化のトレンド

大衆文化をめぐるキー・ワードの一つは、「クール」である。内閣総理大臣が主催した「文化外交の推進に関する懇談会」の報告書である『『文化交流の平和国家』日本の創造を』（平成17年7月11日）は、『『クール』とは『かっこいい』という意味である。日本のマンガ、アニメ、ゲーム、音楽、映画、ドラマといったポップカルチャーや現代アート、文学作品、舞台芸術等は『ジャパン・クール』と呼ばれ、世界の若者世代の人気を博している。』としている（7頁）。このコンセプトは、バブル経済崩壊後の「失われた10年」の中で現れてきたことが特徴的である<sup>54,55</sup>。

また、最近、「国家ブランド」ないし「日本ブランド」という言葉を聞くことが多い。内閣の知的財産戦略本部に設置されたコンテンツ・日本ブランド専門調査会は平成21年3月10日、「日本ブランド戦略～ソフトパワー産業を成長の原動力に～」を本部に報告した<sup>56</sup>。ここでは、ソフト・パワー産業（①コンテンツ産業、②（食、ファッション、デザインといった）日本特有のブランド価値創造に関連する産業）の潜在力を引き出し、経済成長の原動力とするため、創造と発信の両面の施策を展開し、我が国のイメージの向上を図ることを意図している。

「ジャパン・クール」からは、ブレア政権下での「クール・ブリタニカ」が連想される。また、「日本ブランド戦略」については、2009年にスタートした「ブランド・オーストラリア」、韓国が2010年に設置した大統領直轄の「国家ブランド委員会」が思い浮かぶが、両者とも、先に触れた「国家ブランド指数」の順位を相当意識している<sup>57,58</sup>。

「日本ブランド戦略」はこれとは異なっているが、各国が「国家ブランド指数」を意識する施策を推進している中で、我が国のスタンスはいかにあるべきであろうか。「国家ブランド指数」を構成する指標は、価値観に基づく国の魅力を示す実質的な内容を含んでいる（注27参照）。順位をある程度意識しつつも、それ自体を目標とせず、一貫した政策と行動こそが結果をもたらすであろう<sup>59</sup>。

## （3）小括

我が国の文化（交流）事業は、総合的な政策に基づくものではない。総合的な文化政策が樹立されることが理想であるが、政策・事業の総体は充実している。

高級文化の交流については、多彩なプログラムがあり、現在の事業のレベルを後退させないことが必要であるが、将来的には分野、相手国の重点化・差別化を図り、戦略の高度化を追求すべきであろう。なお、高級文化の交流の効果は直接的であるものの、長期的な

取組が必要であることを国内で共通認識にすることが必要である。

大衆文化に関して、「国家ブランド戦略」が示した、我が国のイメージを向上させるというコンセプトは評価できる。この取組については、次のステップとして対日理解全般にいかに関わり付けていくかが鍵となるのではなかろうか。

もともと、「ジャパン・クール」を前面に出し、「ポップ・カルチャー外交」に多くの資源を投入する大衆文化の交流には、ある種の危うさも感じられる。本来的に管理が困難な大衆文化の交流について、国は民間部門の活動のための環境整備に注力するのが責務である。この分野に国が積極的に関与するからには、「大衆に無意識的に政治的価値のメッセージを伝達する機能」「影響が国民の階層で異なる」という点への配慮が必要であるが、その点のポリシーは不明である。小倉和夫元駐仏大使は、「日本人は、どのような精神・思想を発信するのか。文化や言葉はそのための手段ではないか。伝統を振り返り、日本精神とは何かを問い直すことが、戦略的文化外交においては真剣に問われるべきものだ」と指摘している<sup>60</sup>。現象面に流れやすい我が国の文化交流政策の在り方を考えるに当たり、示唆に富むメッセージである。

ところで、先に紹介した『文化交流の平和国家』日本の創造を<sup>61</sup>は、文化外交の定義を「文化交流の自主性と多様性を尊重しつつ、開かれた国益の実現のために多様な交流を推進するものである」、目的を「①自国についての理解促進とイメージ向上、②紛争解決のための異なる文化間、文明間の相互理解と信頼の涵養、③全人類に共通の価値や理念の育成に向けての貢献にある」、理念を「発信」「受容」「共生」とした上で、明確な文化外交戦略樹立の必要性を提言していた。また、共生の理念に対する行動指針『平和と共生を尊ぶ心』を普遍的な日本のメッセージとして世界に伝え『多様な文化や価値の間の架け橋』をめざそう<sup>62</sup>のように、注目すべきコンセプトを提示している。先に、文化の多様性を認めることが「超ソフト・パワー」を生み出すことになると述べたが、これに近い考え方である。文化、政治的な価値、外交政策を貫くコンセプトとして深化させていくべきではなかろうか。

## 6. 我が国のソフト・パワーの源泉（2）：政治的な価値観及び外交政策

「政治的な価値」と「外交政策」は個別に論じることでもできるが、外交政策は、政治的な価値の外交面での発露である、との認識で一括して議論する。その際には、憲法の基本理念たる価値と関連させることが必要であろう。本稿では「日本国憲法によって立つ基本理念・特質」を「国民主権を基盤に、代表制（議会主義）、自由主義（基本的人権尊重主義）、国際協和・平和主義を宣言しているとみることができる。」とする佐藤幸治教授の見解をベースにしつつ<sup>62</sup>、自由主義（基本的人権尊重主義）について「人間の安全保障」、国際協和・平和主義については、「ODA（政府開発援助）」「国際社会の平和と安全に対する取組」を具体例として取り上げる。

### （1）人間の安全保障概念に基づく施策の展開

「人間の安全保障（Human Security）」とは、「多様な脅威にさらされている人間一人ひ

とりに着目し、保護と能力強化により人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現し、人づくり、社会づくりを通じて国造りを進めようとする考え方<sup>63</sup>であるが、そもそもは、1994年にUNDP（国連開発計画）が提唱した概念である。この概念は憲法が規定する「個人の尊重」「個人の尊厳」（第13条、第24条）という基本的人権の保障の根底に据えられた概念であるとともに<sup>64</sup>、世界人権宣言の認識（前文、第1条）とも一致しており、国際社会全体に共通の価値といえることができる。

我が国が人間の安全保障にコミットを始めたのは、1998年12月2日の「アジアの明日を創る知的対話」における小渕恵三内閣総理大臣（当時）の演説であった<sup>65</sup>。その後我が国は、1999年3月には国連に「人間の安全保障基金」を設け、2001年1月には我が国のイニシアティブで国連に「人間の安全保障委員会」が設置された。また、平成15年に改訂した政府開発援助大綱（平成15年8月29日閣議決定。以下「ODA大綱」という。）では、『人間の安全保障』の視点が基本方針の一つとされ、「平成23年度以降における防衛計画の大綱」（平成22年12月17日閣議決定。以下「防衛大綱」という。）では、安全保障の目標の一つに「世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献すること」が挙げられている。

人間の安全保障の概念は比較的新しいものの、このように、次に述べる国際協和・平和主義に関わる政策の指導理念として、我が国にとって重要な価値を体現している。

## （2）ODA（政府開発援助）

ODA供与の目的には多くの議論があるが、あからさまな国益の追求手段と考えるべきではなく<sup>66</sup>、国際協和の観点があることを指摘しておく<sup>67</sup>。我が国のODAは、東南アジア諸国への賠償として供与を開始し、自らの発展の経験（これ自体、ソフト・パワーの源泉である。この意味で東日本大震災からの復興過程も国際社会から注目されている。）を援助哲学に転化しつつ、その供与をしてきた。もっとも、援助供与の基本的な政策文書の策定は、平成4年の「政府開発援助大綱」を俟たなければならなかった。

ODAは「開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的」とするものの、二国間ODAにはハード・パワーの側面があり、ODA大綱の「援助実施の原則」を適用した援助の停止は、「剥奪の脅迫」の典型である<sup>68</sup>。しかし、これにとどまらず、ODA大綱の「理念」「援助実施の原則」は我が国の価値観に基づく政策の表明であり、ソフト・パワーの源泉になり得る。

次に、マルチの関係に目を転じると、我が国が主導して1993年に開始したTICAD（"Tokyo International Conference on African Development"（アフリカ開発会議））プロセスが、援助コミュニティの目を当時周縁化していたアフリカ諸国に向けさせたことは、先見性のある取組として評価されている。また、我が国が策定に積極的な役割を果たした、OECDのDAC（開発委員会）上級会合による"Shaping the 21st Century"（1994年。新開発戦略）が、2001年のミレニアム開発目標（MDGs）の考え方に結実したことは、国際公共財の創設への貢献といえよう。

我が国のODAへの評価は一般に高いと考えられるが、最近、これを覆しかねない懸念

材料もある。まず、援助額の継続的な削減である。我が国は 2001 年まで長くトップ・ドナーの座を占めていたが、その後順位を下げ続け、2009 年には、米、仏、独、英に次ぐ第 5 位となった（9.11 以降各国が ODA の増額に転じたのに対し、我が国のみが削減していることは特に憂慮される。）。また、国際機関への拠出は各機関による国際公共財の源泉であるが、2001 年と 2009 年の比較で、UNDP（国連開発基金）、UNFPA（国連人口基金）、UNICEF（国連児童基金）といった人道的な援助機関への拠出額がそれぞれ、1 位から 6 位、2 位から 7 位、5 位から 13 位に順位を下けていることは<sup>69</sup>、各機関における発言力の低下に直結する。

なお、我が国は先述のとおり、自らの発展の経験を踏まえたある意味独自の援助哲学を持っているが、「貧困削減レジーム」の下で進展している援助協調への対応などにおいて独自性を強調し過ぎれば、ソフト・パワーにダメージを与えかねない<sup>70</sup>。

### （3）国際社会の平和と安全に対する取組

国際連合による平和維持活動（以下「国連PKO」という。）は 1956 年に始まり、冷戦期は、停戦監視・兵力の引き離しが任務の中心であった。冷戦終焉後は任務が複合化し、この中で平和構築（peace building）の重要性が増している。平和構築は、「国内のあらゆるレベルで紛争管理能力を強化することにより、紛争の発生や再発のリスクを低め、持続可能な平和と開発に向けた基礎を築くための幅広い措置」であり、活動内容は多岐にわたる<sup>71</sup>。また、国連PKOは当初から「PKO 3 原則」（当事者の合意、公平性、自衛とマンデート防衛以外の武力不行使）に則って実施されているが、この原則自体は維持しつつも、その内容は実質的に変容している<sup>72</sup>。

我が国は、平成 4 年に制定した国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成 4 年法律第 79 号。以下「PKO 協力法」という。）に基づき、延べ 7,443 名の要員派遣の実績があるが（平成 23 年 3 月 24 日現在）<sup>73</sup>、国連PKOには「参加 5 原則」<sup>74</sup>に基づき対応している。また、PKO 協力法制定時に凍結された「PKF 本体業務」への参加については、13 年に凍結が解除された後も実績はない。我が国の国連PKOへの対応には微妙な距離感があるが、それは、①PKO 協力法の制度設計「そのもの」が国際協和と平和主義の二つの価値のバランスの上に成り立っていること、②PKO 協力法制定時には、「PKO 3 原則」の実質的変容が始まっていたこと、によると考えられる。ソフト・パワーの源泉として機能するためには、国際的なスタンダードとの関係で詰めるべき点が多いといえよう<sup>75</sup>。なお、防衛大綱は、「国際平和維持活動の実態を踏まえ、PKO 参加 5 原則等我が国の参加の検討の在り方を検討する。」としている。

平和構築について、我が国は、2005 年 12 月の「国連平和構築委員会」創設に積極的な役割を果たし、同委員会の組織委員会のメンバーとして活動するとともに、2006 年 10 月に国連に設けられた平和構築基金に対する第 6 位の拠出国となっている。また、国内においては平成 19 年度以降、「平和構築の現場で活躍できる日本及びアジアの文民専門家を育成する」ことを目的とする、平和構築人材育成事業を実施している。防衛大綱は「外交活動と一体となって、国際平和協力活動に積極的に取り組む。」としているとともに<sup>76</sup>、「平

和の構築」はODA大綱で重点課題の一つでもある。予防外交から平和構築という一連の活動に包括的かつ積極的に関与することは我が国のソフト・パワーを高めることになると考えるが、同時に、活動内容の多様性から我が国の総合的な取組が試されている分野といえよう。

なお、国連PKOに自衛隊、自衛官が派遣される場合は、ハード・パワーに極めて親和的な源泉が、ソフト・パワーの源泉として使われることとなる。平成21年3月からソマリア沖・アデン湾で実施している海賊対処もこれと同じ側面がある。

#### (4) 小括

政治的な価値及び外交政策に関してソフト・パワーの源泉としてのポテンシャルが高いのは、グローバル・イシューへの対応という切り口である。(1)から(3)もこれに該当する。もっとも、「ODA」と「国際社会の平和と安全に対する取組」については、それぞれ指摘した点について国内で十分な議論を行い、明確な方向性を出した上で、政策を確立し一貫した行動をとることができるか否かが鍵となる。そして、その上で、他国、国際機関、国際NGOとの連携を図り、我が国(発)の取組を国際公共財に高めることに注力すべきであろう。

ナイは、ノルウェーが国の規模と資源からは考えられないほどの発言権と存在感を確保している理由について、(英国の広報外交専門家である)マーク・レナルドの「標的を徹底して絞り込み、たったひとつのメッセージを伝えることに集中しているからだ。世界に平和をもたらす国、ノルウェーというメッセージである」との表現を引用しているが<sup>77</sup>、パブリック・ディプロマシーを意識すれば本質的な指摘である。我が国の取組もノルウェーに近いものにならざるを得ないが、差別化を図ることができるのか、難しい課題である。

なお、少子高齢化が著しく進展する我が国が国民の真の豊かさを実現していく「ジャパン・モデル」を構築できれば、これもソフト・パワーの源泉となる可能性があることを付言しておく。

## 7. ソフト・パワーの活用のために

### (1) 議論をふり返って

以上、ソフト・パワーの活用をめぐる考え方と、我が国のパワーの源泉及び行動について検討を行ってきた。我が国は、①文化、②政治的な価値、③外交政策のそれぞれについて、一定程度のソフト・パワーの源泉を有している。そして、これらをパワーに変換していくための政策手段については、それらを更に細緻なものにしていくことが必要であるにしても、豊富であるということができよう。その上でポイントを確認的に挙げておくと、次のとおりである。

まず、文化及び文化交流については、我が国の文化の本質について十分な問いかけを行った上で政策の樹立が求められる。政治的な価値と外交政策については、グローバル・イシューへの対応に注力し、一貫した政策と行動を示していくことが必要である。もっとも

その際には、政策について国内においてある程度のコンセンサスがあり、国民の支持を受けていることが望ましい。また、我が国独自の取組として、価値観の多様性を認めることをスタートとして国際社会の平和に貢献する可能性を持つ「超ソフト・パワー」の活用について戦略的な検討を行っていくべきである。

なお、本稿においては、ナイの著作を紹介しながら議論を進めてきたが、文化の本質、あるいはその多様性を考えながらソフト・パワーの議論を行う際には、フランスから学ぶべきところが多いことを指摘しておく<sup>78</sup>。

また、先に触れたが、「我が国の発展の経験」はそれ自体がソフト・パワーの源泉となる。これは、①明治維新後の近代化を実現していった過程、②敗戦の廃墟の中からの復興、の両者を含むものであるが、同時にこれを支えた科学技術力、教育（制度）、経営手法などの中にも諸外国で高い評価を得ているものもあり、我々が日常的に自覚していないものがソフト・パワーの源泉になる可能性があることに十分注意をしておく必要がある。

## （２）国家戦略の中でソフト・パワーを位置付けることの重要性

それでは、我が国はソフト・パワーを十分に活用することができるであろうか。この問いに対しては、残念ながら、ネガティブな答えをせざるを得ない。本稿で取り上げた個々の政策はそれ自体としても重要であるが、そもそも、パワーは、国家の目標を達成するための手段である。そうであれば、国家戦略にいかに関与するか、という視点が本質的に重要ではなかろうか。しかし、この点において、我が国の対応は十分なものとはいえない。

国家戦略を考える際の思考過程をラフに示せば、①状況の認識、②目標の設定、③手段の選択、ということになる（①と②の前後関係は微妙ではあるが）。以下では、それぞれについて簡潔に説明をした上で、その基盤整備に触れることにする。なお、国家戦略を考える際に資源の限界を認識することは当然であり、他国との比較を含め、資源の投入の在り方の議論は行わない。

### ア 国際政治の構造と国際情勢の把握

国際政治の構造について、ナイは次の認識を示している。①軍事力では米国の一極構造、②経済力では 10 以上の多極構造、③政府の管理外のトランスナショナルな領域では、国家以外のアクターへのパワーの拡散と、感染症、気候変動等の新たな課題がある。④ 21 世紀に入り、非国家主体へのパワーの拡散と国家間のパワーの移行が起こっており、中国とインドの台頭が不安定さを生じさせるが、台頭する新興国に対しては歴史的な経験からの対応が可能である。⑤政府の管理外の領域でのパワー・ゲームは「他者にパワーを及ぼす」ものから、「他者とともに達成する」ものに変化する<sup>79</sup>。本稿は、この認識の当否を問うものではないが、政治・軍事（対立（対抗）関係）と経済（対立・対抗と相互依存関係の併存）の層の乖離なども合わせてみれば、冷戦終焉後の国際社会の構造は複雑化しており、パワー・ゲームの在り方そのものが変化している。

次に地域に目を転じてみれば、我が国が位置する北東アジア地域の情勢はかなり特殊である。冷戦の終焉から 20 年以上たった現在なお冷戦の残滓、というより冷戦構造が

維持されているとともに、NPT体制に属さない国を含む複数の核保有国が存在している。また、この地域及び東南アジアにとって中国の台頭は厳しい現実であり、歴史の経験を持ち出すことは必ずしも現実的ではなく、我が国の安全保障戦略の根本に関わる状況が現出しつつあるといえよう。

## イ 国益の確認とこれに基づく国家目標の確定

我が国の目標と国家戦略を考える前提として、「国益とは何か」について詰めておかなければならない。しかし、そもそも我が国では、国益をめぐる徹底した議論が行われたことはなく、コンセンサスもないのではなかろうか<sup>80</sup>。

国家は「力の体系であり、利益の体系であり、価値の体系である。」と考えることができる<sup>81</sup>。そして、この3つの体系の中に国益があり、前二者から、それぞれ「安全保障」と「経済的繁栄」を導くことができる。最後の部分は、「我が国が守るべき価値」ということになる。もっとも、このレベルでの国益論は抽象的であり、更にこれを具体化し、国際政治の構造と国際情勢の認識を踏まえて、国家目標を確定することになろう。その際には、次のような視点が必要ではなかろうか。

第一は、国際社会との関係を見据えて長期的な国益を考えることである。これは、「国益を先見性ある形で幅広く規定する」ことになるが、グローバリゼーションと相互依存関係が深化する中で、当然のことかもしれない。

第二は、国益の優先度の判断である。この点については、2000年6月に「米国の国益に関する委員会 (The Commission on America's National Interests)」が示した考え方が参考にできるのではなかろうか。同委員会はその中で国益を、①死活的 (Vital)、②非常に重要 (Extremely Important)、③重要 (Important)、④重要性が低い、ないしは第二次的 (Less Important or Secondary)、に区分して具体例を示している<sup>82</sup>。

このような手順を踏んだ後に、それをバイ、リージョナル、グローバルそれぞれのマトリクスに整理することにより、優先順位、我が国の中長期的な目標、短期的な課題が明確になるであろう。これは、先に言及した所有目標と環境目標の区別にもつながり、目標達成の方法と手段との結び付きも見えることになろう。

なお、国益についての本質的な議論は究極的には国の在り方、すなわち憲法（の在り方）に直結していることを付言しておく。

## ウ 戦略の決定・手段の選択

目標が確定された後はそれを実現するための戦略の構築になるが、ここで手段の選択が行われる。具体的には、①パワーの源泉の保有の状況を把握し、②パワーの行動の限界を認識した上で、③目標と手段の組合せを考えることになる。パワーの行動という観点からは、(A) ハード・パワーの使用、(B) ソフト・パワーの活用、(C) 両者のコンビネーション、のチョイスがある。我が国は、ハード・パワーのうち、軍事的な源泉に基づく行動は構造的に制約されているが、この部分をどうするか、については厳しい国際情勢を踏まえた真摯な議論が必要であろう。

目標と整合的なソフト・パワーの活用が可能な場合は、各種スキルを用いてパワー変換を図ることになるが、現実的には（C）を追求することになるのではなかろうか。これは、「スマート・パワー（Smart Power）」と呼ばれる考え方である。スマート・パワーは、オバマ政権の外交の基本方針として知られるが<sup>83</sup>、この概念の提唱者もナイであり、“*THE FUTURE OF POWER*”では、「ソフト・パワーとハード・パワーの源泉を効果的な戦略に結びつける能力」（pp. 22-23.）としている。そして、スマート・パワーの活用にあたっては、①どのような目標・結果を求めるか、②どのような源泉がどのような状況で活用できるか、③影響を与えようとするターゲットの立ち位置と選好は何か、④どのようなパワー行動の形態が成功の可能性が高いか、⑤成功の可能性はどうか、という五段階の検討を行うことの必要性を指摘している<sup>84</sup>。もっとも、これらは目標実現のための標準的な思考であり、政策決定過程にこの考え方が当然にビルト・インされていなければならない。

## エ ソフト・パワー活用のための体制整備：情報、政策決定、広報

情報収集・分析機能は、国際情勢を正確に認識するための、そして各アクターの意図と行動を把握するためのインフラである。そして、これに基づいて具体的な政策目標が策定され、資源の動員が図られる。海外情報の収集・分析は、外務省を中心に日常的に行っているが、まず、外務省の機能強化を図り<sup>85</sup>、各国や地域の言語・文化の専門家の層を厚くすることが必要である。また、地域研究を行う政府系シンクタンクの拡充、各国の対日世論の動向の把握のための世論調査の定例化と対象国・地域の拡大が考えられよう<sup>86</sup>。

情報収集・分析機能の強化は、（情報コミュニティーを構成する）各政府機関及び政府全体も対象とされるべきである。後者については、内閣官房長官を議長とする情報機能検討会議による検討を踏まえ、平成 20 年度に内閣情報調査室の機能強化（内閣情報分析官の新設等）と情報コミュニティーの拡大（金融庁、財務省、経済産業省、海上保安庁の追加）が行われた<sup>87,88</sup>。もっとも、対外情報機関の創設といった組織の在り方の根本には踏み込んでおらず、今後も引き続き検討が必要であろう。

情報機能の強化とともに重要なのは、情報部門と政策部門との接続である。そして、国際情勢を的確に把握し、国家戦略を樹立するためには、情報要求を行う政策サイドの強化が同時に行われるべきである。これは、リーダーの「状況を認識する知性」をサポートする機能の強化でもある。両者の接続については情報機能検討会議でも指摘されたが、内閣情報会議に三官房副長官補を加えることで対応しているとされる<sup>89</sup>。しかしながら、内閣情報会議の開催は原則として年 2 回程度であり、内閣情報官が日常の結節点となっているにしても<sup>90</sup>、これで十分であろうか。また、スマート・パワーの活用を考えれば、セクショナリズムの排除が求められる。この点からも、政策決定サイドの強化が必要ではなかろうか<sup>91</sup>。

最後に広報について簡単に触れておくと、情報分析の結果に基づき、バイ、リージョナル、グローバルの情勢と 3 つのサークルのマッチング、一般広報と政策広報の組合せ



を行い効果を高めるとともに、文化交流事業との提携等も必要であろう（高級文化の交流は広報活動と直結し、オピニオン・リーダーや報道関係者の招聘などの効果は極めて高い）。また、政府のホーム・ページや外国メディア活用や（国が直接関与するものではないものの）NHKの国際放送の更なる充実強化も検討されるべきである。

## むすびにかえて

ソフト・パワーの概念が広まった冷戦終焉の後、我が国はバブル経済の崩壊に見舞われた。その中で「ジャパン・クール」が世界各地で好評を博し、国内においては、それとソフト・パワーを一体のものとして扱うような議論が行われている。もっともこの状況は、ソフト・パワー、そして、スマート・パワーという、聞こえの良い言葉のイメージが先行し、安易な議論が行われかねないことを意味するのではないか。

「失われた 20 年」という状況の中で、我が国の内向きの状況が指摘されているが、国際情勢は大きく動いている。国際政治の荒波の中で舵取りを誤らないためにも、国の在り方を見据え、国家戦略を構築する中でソフト・パワーの議論が行われ、パワーとして戦略的に活用されていくことを切に望むものである。

---

1 ジョセフ・ナイ・Jr. (久保伸太郎訳)『不滅の大国アメリカ』(読売新聞社、1990年)14頁

2 第122回国会衆議院国際平和協力等に関する特別委員会議録第4号28頁(平成3.11.19)

3 国際社会の構造変化に加え、デモクラティック・ピース理論(の实践)、戦争の費用対効果の悪さ、という現実等が背景にある。なお、デモクラティック・ピースとは、「民主的平和」などと訳されるが、「民主主義国同士が戦争を行うことはほとんどない」という考え方である(猪口孝等『政治学事典』(弘文堂、平成12年)1061～1062頁などを参照。)

4 最近注目されているものとして、中国による”孔子学院”の開設が挙げられる。同学院は「諸外国において中国語及び中国文化の普及」することを目的として2004年に設立された。同年には中国国外で初の孔子学院がソウルに開設されたが、2010年末時点では96カ国に322の孔子学院と369の孔子教室が設置されている。  
< [http://college.chinese.cn/en/article/2009-08/29/content\\_22308.htm](http://college.chinese.cn/en/article/2009-08/29/content_22308.htm) >

5 米国がイラク戦争に踏み切った動機の一部は、ハード・パワーの抑止力に基づくものであるが、それ以外にソフト・パワーの側面の理由として、ネオコン(新保守主義者)はイラクに民主主義を輸出し、中東の政治体制を変えることができると信じていた、との旨の記述は示唆に富んでいる。(ジョセフ・S・ナイ(山岡洋一訳)『ソフト・パワー 21世紀国際政治を制する見えざる力』(日本経済新聞社、2004年)55～56頁)

6 ジョセフ・S・ナイ(山岡洋一訳)『ソフト・パワー 21世紀国際政治を制する見えざる力』(日本経済新聞社、2004年)

7 Joseph S. Nye, Jr., *THE FUTURE OF POWER*, Public Affairs, 2011(本稿脱稿間際に邦訳が出版された。山岡洋一・藤島京子訳『スマート・パワー』(日本経済新聞社、2011年)。なお、本稿においては同書の訳語等を一部参照していることをお断りしておく。)

8 ジョセフ・S・ナイ・ジュニアほか(田中明彦・村田晃嗣訳)『国際紛争 理論と歴史(原書第8版)』(有斐閣、2011年)54頁参照。

9 *“THE FUTURE OF POWER”* pp.10-18.

10 Bruce Russett, Harvey Starr, David Kinsella, *WORLD POLITICS: THE MENU FOR CHOICE*, Eight Edition, Wadsworth Pub Co 2005/06, honson Wadsworth, pp.105-106.

11 『国際紛争』55～56頁

12 例えば、「力の定義のいま1つのものは、資源あるいは価値の保持である。たとえば、ある国が経済、軍事、人材などの資源をおおく持つていなければならないほど大きな力をもっていることになる。」などと説明される(『政治学事典』724～725頁)

- 13 "THE FUTURE OF POWER" 10 頁
- 14 "THE FUTURE OF POWER" xviii 頁
- 15 「状況を認識する知性」の詳細は、ジョセフ・S・ナイ（北沢格訳）『リーダー・パワー 21 世紀型組織の主導者のために』（日本経済新聞社、2008 年）129～160 頁を参照。
- 16 "THE FUTURE OF POWER" pp. 21-22.
- 17 『ソフト・パワー』10 頁
- 18 "THE FUTURE OF POWER" Note 47, p. 243.
- 19 花井等『新外交政策論』（東洋経済新報社、1998 年）230～231 頁
- 20 モーゲンソー（現代平和研究会訳）『国際政治 権力と平和（改訂第 5 版）』（福村出版、1998 年）159 頁
- 21 Hans. J. Morgenthau, *Politics Among Nations: The Struggle for power and Peace, Second Edition*, (Alfred A. Knopf, 1954), p. 136.
- 22 『ソフト・パワー』34 頁
- 23 "THE FUTURE OF POWER" pp. 84-86.
- 24 『ソフト・パワー』28～29 頁
- 25 "THE FUTURE OF POWER" p. 16.
- 26 背景となる考え方については、"THE SOURCES OF SOVIET CONDUCT" George Kennan (1947) の Part IV を参照。
- 27 < <http://www.simonanholt.com/Research/research-introduction.aspx> > 各指標の趣旨は概要次のとおり。  
輸出：各国の製品とサービスのイメージ、消費者が各国原産品を率先して求めるか否か。ガバナンス：政府の能力と公正さに対する世論の計測と民主主義、正義、貧困や環境へのコミットメントや各国政府への信頼。文化と遺産：各国の遺産と地球規模での認知、その国の映画、音楽、芸術、スポーツ、文学等の現代文化の賞賛。国民：潜在的な敵意や差別の度合いの表明や能力、教育、オープンさ、親しみやすさ等の評判の計測。観光：ある国の訪問の関心のレベル、自然あるいは人造の観光名所の吸引力の把握。投資及び移民：居住、労働、学習についての魅力の決定と経済・社会状況の認識の明確化。
- 28 この点については、「日本の安全保障をどう構築すべきか」における加藤良三前駐米大使の発言も参照（『外交 Vol. 05』（時事通信社、2011 年 1 月）93 頁）。
- 29 "THE FUTURE OF POWER" pp. 94-96.
- 30 "THE FUTURE OF POWER" pp. 99-100.
- 31 "THE FUTURE OF POWER" p. 100.
- 32 "THE FUTURE OF POWER" p. 83.
- 33 『国際紛争』57 頁の「ソフト・パワーは、ハード・パワーよりも必ずより効果的でより倫理的だというわけでもない。人の心をねじ伏せることが、人の腕をねじ伏せることよりもよいとはかぎらない。道義的な判断は、そのパワーが用いられた目的による。」との記述も参照。
- 34 "WORLD POLITICS" p. 106.
- 35 文化帝国主義についてモーゲンソーは、（仮定の話と前置きをしつつ、）A 国の意思に B 国を従わせるということが、優越した文化の説得力とより魅力ある政治哲学とによって既に実現されている場合、A 国は完全な勝利を獲得したことになるろうし、またどんな軍事的征服者や経済的支配者にもまして、安定した地盤の上とその覇権を築いたということになるろう、との旨述べている（『国際政治』64～65 頁）。
- 36 < <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/> >
- 37 "THE FUTURE OF POWER" pp. 103-109.
- 38 本稿においては、我が国の状況を説明する際は原則として、「軍事力」を用いず「防衛力」を用いる。
- 39 『平成 23 年版日本の防衛』防衛省 145 頁
- 40 両者について『平成 22 年版日本の防衛』防衛省（263 頁）は、「…抑止概念は、懲罰的抑止と拒否的抑止に分類されることが多い。懲罰的抑止とは、耐えがたい打撃を加える威嚇に基づき、敵のコスト計算に働きかけて攻撃を断念させるものであり、拒否的抑止とは、特定の攻撃的行動を物理的に阻止する能力に基づき、敵の目標達成可能性に関する計算に働きかけて攻撃を断念させるものである。」と説明している。
- 41 『我が国の防衛と予算 平成 23 年度予算の概要』防衛省 < <http://www.mod.go.jp/j/yosan/2011/yosan.pdf> >
- 42 『平成 23 年版日本の防衛』572 頁
- 43 『我が国の防衛と予算 平成 23 年度予算の概要』防衛省
- 44 SIPRI Yearbook 2010 Armaments, Disarmament and International Security, OXFORD UNIVERSITY PRESS, 2010
- 45 "THE FUTURE OF POWER" pp. 39-48.
- 46 産経ニュース 2011. 2. 14 < <http://sankei.jp.msn.com/economy/news/110214/fnc11021409150000-n1.htm> >
- 47 < [http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/\\_icsFiles/afieldfile/2011/03/26/kokusai.pdf](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/_icsFiles/afieldfile/2011/03/26/kokusai.pdf) >

- 48 "THE FUTURE OF POWER" p. 52.
- 49 "THE FUTURE OF POWER" p. 54.
- 50 サミュエル・ハンチントン（鈴木主税訳）『文明の衝突』（株式会社集英社、1998年）204頁等
- 51 マイケル・R・オースリン「日本の国際文化交流の歴史」『外交フォーラム』第18巻第12号（2005年12月）9頁
- 52 衛藤藩吉ほか『国際関係論（第2版）』（東京大学出版、1989年）175頁によれば、文化政策とは「政府の官僚が意図的な決定によって、文化関係の特定の側面を国家政策の目標のために用いる場合である」としている。「政府の官僚が」との部分とはもかく、本稿も基本的にこの立場である。
- 53 < <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/index.html> > 参照。
- 54 『世界における使命を考える委員会提言書 日本の「ソフト・パワー」で「共進化（相互進化）」の実現を—東アジア連携から、世界の繁栄に向けて—』（社団法人経済同友会世界における使命を考える委員会）（2005年2月）< [http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2004/pdf/050208\\_02.pdf](http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2004/pdf/050208_02.pdf) >。
- 55 『ソフト・パワー』140頁
- 56 < [http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/houkoku/090310\\_nihonbland.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/houkoku/090310_nihonbland.pdf) >
- 57 オーストラリアについては< <http://www.brandaustralia.gov.au/Home/About/FAQ.aspx> >、韓国については< <http://japanese.korea.net/detail.do?guid=32753> > 等をそれぞれ参照。
- 58 「国家ブランディング」を考案したサイモン・アンホルト氏は、「国家の名声は企業や製品のブランド・イメージのようなものであり、その国の発展、繁栄、経営にとって重要だという指摘にすぎなかった。」が、「評判という資産」を表現するのに、『国家ブランド』という言葉を使ったために『国家ブランディング』という危険で誤解を招きやすい概念にすり替えられてしまった。」とし、そのようになった理由を「マーケット・コミュニケーションの手法を使って国家のイメージを直接操作できるかのような印象を与え」てしまったことにあるとしている（日本は「二つの難問」を解決できるか『外交 Vol. 3』（2010年11月）10頁）
- 59 アンホルト氏は「国家の評判を高めるには有益かつ重要で、レベルの高い、そして何よりも”実質的に意味のある”発想や製品、政策を、一貫のある、調和のとれた方法で根気よく提供・実行し続ける以外に道はない、と述べている（同上）。
- 60 小倉和夫『変わった』日本から『変わらぬ』日本への転換— 21世紀の文化外交を考える』『外交フォーラム』第13巻第4号（2000年4月）32-38頁
- 61 < <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/bunka/kettei/050711houkoku.pdf> >
- 62 佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂 平成23年）69頁
- 63 『外交青書2011平成23年版（第54号）』外務省174頁
- 64 『日本国憲法論』19頁
- 65 < [http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/10/eos\\_1202.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/10/eos_1202.html) >
- 66 2004年のDAC対日審査は、「ODA大綱の実施に当たり日本は、ODAの第一の目的が被援助国の開発にあることを明確にすべきであり、狭い国益がこの目的に勝るものではないことを保証すべきである。」と勧告している。（“Peer Review JAPAN”（DAC）11頁）
- 67 平成4年の「政府開発援助大綱」の基本理念の第2パラグラフには「開発途上国の安定と発展が世界全体の平和と繁栄にとって不可欠という意味での国際社会の相互依存関係を認識…」と記されていた。
- 68 これに該当するものとして、1998年にインド、パキスタンが相次いで核実験を実施したことに対する、新規の有償資金協力及び無償資金協力の提供を停止したことが挙げられる。『ODA 50年の成果と歩み』（外務省）< [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/pamphlet/oda\\_50/ayumi3.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/pamphlet/oda_50/ayumi3.html) > 参照。
- 69 『政府開発援助（ODA）』（平成23年2月）外務省資料
- 70 援助協調は被援助国、援助国双方に資すると考えるべきである。もっとも、このスキームは、欧州諸国が中心となり—各国の少ない援助量を統合すべく—DACの場で制度構築を行ったと見ることも可能であり、ハード・パワーとソフト・パワーの関係を考える上でも興味深い。
- 71 『国連平和維持活動 原則と指針 2008』（国際連合平和維持活動局、フィールド支援局）< [http://www.unic.or.jp/files/pdfs/pko\\_100126.pdf](http://www.unic.or.jp/files/pdfs/pko_100126.pdf) > 13頁。また、これによれば、持続可能な平和を達成するためには、少なくとも4つの重要分野（①国家が安全を提供し、治安を維持できる能力を回復すること、②法の支配と人権尊重を強化すること、③正当な政治制度・機関と参加プロセスの発現を支援すること、④紛争で生じた国内避難民や難民の安全な帰還または再定住を含め、社会的、経済的な復興と発展を促進すること）での前進が必要であり、安保理からは、①戦闘員の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）、②地雷対策、③治安部門改革（SSR）その他の法の支配関連活動、④人権の保護と促進、⑤選挙支援、⑥国家権力の回復と拡張への支援、といった重要なマנדートが与えられることが多い、としている（17頁）
- 72 例えば、「自衛とマנדート防衛以外の武力不行使」の考え方は次のとおりである。「自衛の場合以外に武

力を行使しないという原則は、1956年に武装国連平和維持要員がはじめて展開されたときからでき上がっていた。その後、自衛という概念には、PKOが安全保障理事会から与えられたマンデートによる責務を果たすことを強硬な手段で阻止しようとする試みへの抵抗も含まれるようになった。国連PKOは平和執行の手段ではない。しかし、自衛とマンデート防衛のためであれば、安保理の承認を受け、戦術レベルで武力を行使できるという理解が幅広くでき上がっている。」(『国際連合平和維持活動 原則と指針』21頁)

73 「我が国の国際平和協力業務の実績」内閣府国際平和協力本部事務局

< [http://www.pko.go.jp/PKO\\_J/data/other/pdf/data01.pdf](http://www.pko.go.jp/PKO_J/data/other/pdf/data01.pdf) >

74 ①紛争当事者間で停戦合意が成立していること。②当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること。③当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的立場を厳守すること。④上記の基本方針のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は、撤収することが出来ること。⑤武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること。

75 この点についてはこれまでも多くの議論がなされてきたが、最近のものとして、内閣府のPKOの在り方に関する懇談会の「PKOの在り方に関する懇談会」中間取りまとめ(平成23年7月4日) < [http://www.pko.go.jp/PKO\\_J/info/pdf/20110704.pdf](http://www.pko.go.jp/PKO_J/info/pdf/20110704.pdf) >では別表に課題をまとめており、今後の議論が注目される。

76 < <http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2010/1217boueitaikou.pdf> >

77 『ソフト・パワー』176頁

78 フランスの外交政策等については、山田文比古『フランスの外交力』(株式会社集英社、2005年)、平林博『フランスに学ぶ国家ブランド』(朝日新聞出版、2008年)等を参照。

79 “THE FUTURE OF POWER” pp. xv-xvii.

80 「21世紀日本外交の基本戦略—新たな時代、新たなビジョン、新たな外交—」(平成14年11月28日 対外関係タスクフォース) < <http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2002/1128tf.pdf> >は、我が国の国益を「日本の平和と安全を維持し続けること」「自由と民主主義、そして人権の擁護」「自由貿易体制の維持」「学術文化教育を始めとする国民間の交流の積極化」としていた。

81 高坂正堯『国際政治 恐怖と希望』(中公新書 1966年)19頁

82 “AMERICA’S NATIONAL INTERESTS” The Commission on America’s National Interests, July 2000  
< <http://belfercenter.ksg.harvard.edu/files/amernatinter.pdf> >

83 2009年1月14日に米国上院外交委員会において行われた、國務長官への指名公聴会においてヒラリー・ローダム・クリントン上院議員は、「我が国は、スマート・パワーと呼ばれているものを、すなわち、状況に応じて、外交、経済、軍事、政治、法律、文化といった利用することができるすべての手段について、適切なもの、あるいはそれらの組合せを選択しつつ、活用しなければならない。」と述べている。

< <http://www.cfr.org/us-election-2008/transcript-hillary-clintons-confirmation-hearing/p18225> >

84 “THE FUTURE OF POWER” pp. 207-231.

85 外務大臣の下に設置された、対外情報機能強化に関する懇談会の「対外情報機能の強化に向けて」(平成17年9月13日)は、外務省の情報組織の課題として「情報収集機能の強化」と「情報分析能力の強化」等を挙げるとともに、政府全体の情報活動について、特殊な対外情報活動を行う固有の機関の設置も検討課題に挙げていた。 < [http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/pdfs/rls\\_0913a.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/pdfs/rls_0913a.pdf) >

86 外務省が毎年世論調査を行っているのは米国のみである(1960年以降)。その他の国、地域については、 < <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/pr/yoron.html> >を参照。

87 情報機能強化検討会議の検討については、「官邸における情報機能強化の基本的な考え方」(平成19年2月28日) < <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/zyouhou/070228kettei.pdf> >及び「官邸における情報機能の強化の方針」(平成20年2月14日) < <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/zyouhou/080214kettei.pdf> >を参照。

88 第171回国会参議院内閣委員会会議録第5号27頁(平21.3.17)、「情報と情報保全」(平成22年5月内閣官房) < <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shin-ampoboue/2010/dai7/siryoul.pdf> >参照。

89 第171回国会参議院内閣委員会会議録第5号27頁(平21.3.17)

90 「情報と情報保全」(平成22年5月内閣官房)

91 内閣総理大臣を議長とする国家安全保障に関する官邸機能強化会議の「報告書」(平成19年2月27日) < <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzen/070227houkoku.pdf> >は、(創設を提言した)「国家安全保障会議(仮称)」に対し、適切な情報を常時提供するとしていたが、これを受けた安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第166回国会に提出されたが、第168回国会で廃案)にこの点は盛り込まれなかった。